

平成29年度六甲山自然保護センター環境学習プログラム 提案競技実施要項

1 提案競技実施の趣旨

今日、環境問題は多様化・複雑化し、その解決が一層困難になるなか、環境に配慮した生活や取組みが一層求められており、加えて、人口減少社会の中でかつての自然とふれあう環境共生の暮らしの大切さが再認識されている。

こうしたことから、大都市に近接し、自然豊かな六甲山というフィールドと国立公園のビジターセンターという機能を活かし、環境学習・教育の拠点の一つとして六甲山自然保護センター（以下、「自然保護センター」という。）を活用することが求められる。

この提案競技は、自然保護センターで定期的に環境学習プログラムを多くの県民に提供できるよう、環境学習・教育活動団体等のノウハウを活用しようとするものである。

2 応募者の資格

公益法人、特定非営利活動法人又は任意団体等であって、提案した環境学習プログラムを自ら実施できる者。

3 環境学習プログラムの実施要件等

- (1) 自然保護センターを利用した環境学習プログラムは、次のとおりとする。
 - ① 5月から11月までの間に実施するもの。（採択予定数6）
 - ② 採択された環境学習プログラムは、県の委託事業に位置づける。
 - ③ 環境学習プログラムの対象者は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層とし、年齢・経験に応じてステップアップが図られることが望ましい。（単独のプログラムで、子どもを中心にするなど、対象の絞り込みを行うことは差し支えない。）
 - ④ 山地災害に関する内容を盛り込むことが望ましい。
- (2) 実施要件等は、次のとおりとする。
 - ① 提案・実施する環境学習プログラムは、大都市に隣接するという特色を持つ国立公園六甲山地区のフィールドと自然保護センターのビジターセンターとしての機能を活かし、体験型の環境学習機会を応募者自らが提供できるものであること（六甲山自然保護センター環境学習運営委員会（以下、「委員会」という。）から六甲山の情報の提供等の支援があります。必要な団体はP.3記載の問い合わせ先まで）。
 - ② 提案については、5月から11月までのシリーズとして複数回の提案でも、1回だけの提案でも受け付けるが、個別単独の環境学習プログラムとして参加できるものであること。なお、実施に際しては、雨天・荒天のために予備日を設けるものとする。
 - ③ 1団体最大2回までを採用する。
参加者の定員は、1回当たり概ね20名以上とすること。
 - ④ テーマ設定はプログラム内容に即したものとすること。
 - ⑤ 委託金額は、原則、1回当たり80千円以内とする。但し、国立公園六甲山地区内にあり自然保護センターから徒歩での移動が困難な環境学習資源を利用する場合、移動に必要な交通費の範囲内でかつ30千円以内の上乗せを認めるものとする。（採択予定数2）

- ⑥ 材料費、傷害保険料等の実費については、参加者負担としても差し支えない。
- ⑦ 募集・広報については、基本的に自ら行うこと。但し、県においても記者発表や県が有する広報媒体を使った広報、自然保護センターの来館者に対する広報等に努めるものとする。

4 応募手続き

(1) 実施要項の配布

神戸総合庁舎（神戸県民センター県民交流室県民課）、ハーバーランド庁舎（神戸生活創造センター）、自然保護センター及び県ホームページ上で配布する。

県ホームページアドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/area/kobe/index.html>

(2) 応募方法

応募しようとする者は、次の提出書類を平成29年3月24日（金）【必着】までに兵庫県神戸県民センター県民交流室県民課（以下「県民課」という。）へ郵送又は持参するものとする。なお、提出書類は返却しない。

《提出書類》

① 団体の名称、代表者氏名、住所、連絡先電話番号、FAX、E-mail 等を記載した書面

② 会則

③ 会計に関する規程

④ 役員名簿

⑤ 活動実績がわかるもの

⑥ 提案書

次の内容を記載した書類

ア 提案の趣旨・実施する環境学習プログラムのねらい

イ 提案内容（複数回をシリーズで提案しようとする場合は、月別の実施内容）

ウ 参加の対象者及び人数、並びに募集方法

エ 実施体制（団体の体制や人数等）

オ 収支見込み

⑦ その他関係資料

(3) 選考

提案書を提出した者は、別途指定された日時（4月13日（木）午後の予定）に、委員会の場においてプレゼンテーションを実施するものとし、委員会の協議のもとに選考する。

(4) 選考発表の時期 4月中旬予定

5 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

6 選考方法及び結果発表

- (1) 選考は委員会が行う。但し、委員会の委員が役員として属する団体から応募があつた場合、当該委員は当該応募案件の選考には加わらないこととする。
- (2) 応募団体多数の場合は、原則として、1団体あたり1プログラムの採択とする。
- (3) 選考結果については、公表するとともに、すべての応募者に文書により通知する。

7 採択された者の責務等

- (1) 採択された者は、速やかに契約を締結するとともに、実施期間中に、提案どおり環境学習プログラムを実施しなければならない。なお、正当な理由があり、やむを得ないと認められるときはこの限りでない。
- (2) 自己の責めに帰すべき理由により履行期間又は履行期限内に契約を履行しないとき、契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき、検査を妨げたとき、あるいは契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除するものとし、その場合にあっては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。
- (3) この契約による事務を処理するために知り得た個人情報の取扱いについては、別に示す「個人情報特記事項」を守らなければならない。
- (4) 環境学習プログラム実施中又は実施後、委員会が実施する事業評価（参加者へのアンケートを含む）、検証等に協力しなければならない。
- (5) 環境学習プログラムの内容を広く県民に周知するため、自然保護センターにおける展示等に活用できるよう、活動結果について掲示用データ（様式：A3縦）を、事業実施後速やかに提出する。

8 その他

採択された場合は、できるだけ他の団体のプログラムを見学し、実施の参考にすること。

六甲山自然保護センター（園地・駐車場を含む）は改修予定があるため、今年度に限り自然保護センターを活用をしない提案を受け付ける。ただし、工事日程により使用できる期間がある場合には、センターの活用も可能とする。

9 応募書類の提出先・問い合わせ先

兵庫県神戸県民センター県民交流室県民課

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目1番1号（神戸総合庁舎6階）

Tel:078-361-8629 FAX:078-361-8589

E-mail : kobe_kem@pref.hyogo.lg.jp

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。